

NO	ページ (はじめ)	ページ (終わり)	該当箇所	表示・ 非表示	意見	回答
1	48	49	2-2-1 (4) 情報収集・伝達体制の整備 (総務課) (6) 要配慮者対策 (健康福祉課)		<p>「水防法」第15条第2項では、浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合、当該施設に洪水予報等を伝達する方法を定めることを規定しています。</p> <p>また、「土砂災害防止法」第8条第2項においても、土砂災害警戒区域内に同様の施設がある場合、当該施設に土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めることを規定しています。</p> <p>平成28年台風10号により、高齢者施設が被災する事例があったこともふまえ、市民に対する避難準備情報や避難勧告等の趣旨の啓発を推進するとともに、防災気象情報や避難勧告等の情報の伝達方法の明確化・充実を図っていただきたい。</p>	<p>第2部第5章第2節「情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」において、避難情報の伝達を防災行政無線、とばメール、行政放送、有線通信、携帯電話等多様な手段を活用する記述をしています。 (P68「情報電鉄体制の整備・充実」参照)</p> <p>浸水区域内や土砂災害警戒区域内に福祉施設等がある場合は、直接電話等により避難情報の伝達、避難の確認を実施します。</p>
2	50	50	2-2-1 (7) 避難所運営対策 (税務課、環境課)		<p>熊本地震では指定外の避難所にたくさんの方が避難したために自治体側が把握に手間取り、住民の安否確認に支障が出たり、支援物資が行き渡りにくくなった事象が起きたと、新聞等の報道を通じ、見聞きました。</p> <p>鳥羽市の風水害では、そこまでの混乱は起きないかもしれませんが、「公的避難所以外に避難した避難者への対応」に書かれている内容は、単に「鳥羽市地域防災計画」に記載するだけでなく、「原則は、公的避難所に避難すること」や素案に書かれているように「(やむを得ず)指定外避難所で行政から支援を受けるには、住民の側から避難所の存在や状況を知らせる必要があること」を市民に説明し、理解を求めていく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>公的避難所に避難できない(しない)場合は、市民の側から避難の状況を知らせる必要があることを出前と一くなどの機会を通じて啓発してまいります。</p>